

営農型太陽光発電施設許可申請の添付書類

(添付書類は、特に指定があるものを除き、1部です。)

書類の種類	書類の内容等
土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)	申請に係る土地の現に効力を有するものに限ります。
土地の所有者であることが 確認できる書類	<p>必要に応じて下記の書類を添付してください。</p> <p>①相続後未登記の場合 (『所有権を移転する』場合には、相続登記後に申請してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続関係系図 ・戸籍謄本 ・除籍謄本 ・相続放棄申述受理謄本等 <p>②住所変更後で未登記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し <p>③氏の変更後で未登記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本等
公図の写し	<p>公図を謄写・集成したものについては、次例の証明がなされていること。</p> <p>(証明例) この公図の写しは、宇都宮地方法務局〇〇支局備付けの公図(公図番号〇〇)を謄写(集成)したものに相違ありません。</p> <p>〇年〇月〇日謄写 謄写者 住所 氏名</p>
特定図 (2部)	<p>許可申請に係る土地が1筆のうちの一部である場合に添付してください。</p> <p>申請地の位置に朱線により測量図面で申請に係る土地の面積が記載されているもの(分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のもの)を2部提出してください。</p> <p>但し、『所有権を移転する』場合には、分筆登記後に申請してください。</p>
位置図	縮尺1/25,000程度のものを添付してください。
周辺見取図	申請地周辺の土地の利用状況の概要が確認できる図面を添付してください。

書類の種類	書類の内容等
事業計画書	<p>事業計画書（太陽光発電施設用）の記載例を参照のうえ、作成してください。『1 転用行為の必要性』は、転用行為を必要とする理由及び目的を具体的に記載してください。<u>売電予定先、年間発電量、売電単価、年間売電収入見込額等</u>を記載してください。『2 規模の妥当性』、『3 土地の選定理由』の内容を記載してください。『4 土地利用計画』は、事業区域面積：〇㎡（うち農地面積〇㎡）、パネルの設置枚数：〇枚（寸法：縦〇m×横〇m）、パワーコンディショナーの設置台数：〇台（寸法：縦〇m×横〇m）、フェンスの高さ、幅、全周の長さを記載してください。『5 資金計画』は、収入は自己資金、借入金等に区分し、支出は、用地取得費、造成費、建築費等に区分して記載してください。撤去・処分費用を積立てる場合は、その旨を記載してください。『6 周辺農地への被害防除対策』は、雨水排水方法、土砂流出防止対策、雑草対策等を記載してください。『7 法令等の調整状況』は、埋蔵文化財包蔵地域外であることの確認〇月〇日など、具体的に記載してください。</p>
隣接土地所有者を明示した図面	<p>申請地及び隣接地の地目（登記記録及び現況）、地番、地積、所有者氏名を表示した図面（公図の写しをコピーしたもの等）を添付してください。</p>
隣接同意書	<p>転用行為による隣接土地所有者とのトラブルを未然に防止するため、隣接地の地目に関わらず、所有者の同意書を添付してください。</p> <p>なお、同意書が添付できない場合には、転用許可申請の内容の説明経過と同意に至らなかった理由を記載した『理由書』を添付してください。</p>
土地利用計画図	<p>縮尺1/500～1/2000程度とし、開発区域界、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離等が具体的に明らかにされた図面を添付してください。パネルの配置位置と設置枚数を記載し、地表面をどうするのか（砂利敷、防草シート等）や敷地周囲へのフェンス設置の有無等がわかる図面を添付してください。</p>
側面図	<p>パネルの高さ、角度がわかる図面を添付してください。</p>

書類の種類	書類の内容等
平面図	<p>建物又は施設等を設置する計画の場合に添付してください。</p> <p>①施設の平面図（縮尺1/200～1/300程度のもの）</p>
<p>営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図</p>	<p>下部の農地における営農の適切な継続のため、次の事項に注意してください。</p> <p>①パネルの角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つための設計になっていること。</p> <p>②支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること。</p> <p>③支柱の高さについては、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さ（最低地上高2メートル以上）を確保していること。</p> <p>④転用面積等がわかること。</p>
工程表	<p>工事着手予定日、工事完成予定日等の主な工程表を添付してください。</p>
資金証明	<p>転用目的の実現性を判断するため、金融機関が発行する①預貯金残高証明書（申請前3か月以内のもの）又は、②融資証明書（申請前3か月以内のもの）を添付してください。</p>
所有者又は耕作者の同意書	<p>必要に応じて下記の書類を添付してください。</p> <p>①所有権以外の権原に基づいて申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権者の同意書 <p>②申請に係る農地につき、地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者がいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借権等の合意解約を証明する書類 ・耕作者の同意書
土地改良区の意見	<p>申請に係る農地が土地改良区内にある場合には、土地改良区の意見書（但し、意見を求めた日から、30日を経過してもその意見が得られない場合は、その事由書）を添付してください。</p>

書類の種類	書類の内容等
所有権移転請求権保全の仮登記及び地上権、処分禁止の仮処分等の登記がなされている土地の場合、当該権利者の抹消同意書	<p>原則として、申請前に権利を抹消してください。転用目的の実現性が担保されれば、抹消同意書又は転用に供することについての同意書を添付することで、これに代えることができます。</p> <p>なお、次の場合は、添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設定された権利が抵当権等の担保物件の場合 ②行政機関等による差押等で担当者間の連絡により同意の有無が確認できる場合 ③一時転用の場合
土地の賃貸借契約書の写し、土地の売買契約書の写し	<p>転用目的の実現性を判断するため、契約の確実性の確認や資金計画と支出計画の整合性を確認するために添付してください。</p>
定款若しくは寄附行為の写し又は、法人の登記事項証明書	<p>申請人又は譲受人が、法人の場合に添付してください。</p>
住民票の写し	<p>申請人が壬生町以外に居住している場合には、添付してください。</p>
代理人申請の場合 委任状・確認書	<ul style="list-style-type: none"> ①代理人に申請手続きを委任する旨の委任状 ②代理人が作成した申請書の内容を理解したうえで、その通り事業を行う旨の確認書
経済産業省の事業計画認定状況が確認できる書面の写し	<p>転用目的の確実性を判断するために下記の①か②の書面のいずれかを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①『再生可能エネルギー発電事業計画の認定について』（通知） ②申請受付・承諾済みであることが確認できる書面（マイページのハードコピー等）の写し
電力会社との接続の同意を証する書類の写し	<p>転用目的の確実性を判断するために下記の書面のいずれかを添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①『接続契約のご案内』 ②『接続に係る規定に関する承諾のご案内』 ③『接続に係る規定に関する契約書』等
発電シミュレーション	<p>年間発電量、年間売電収入を 20 年間、試算してください。</p>

書類の種類	書類の内容等
事業概要書の写し	『栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針』により、出力 50kw 以上の太陽光発電施設の場合、受付印のある事業概要書の写しを添付してください。
下部の農地における営農計画書（別紙様式例第 1 号）	営農型太陽光発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載してください。
営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み（別紙様式例第 2 号）	<p>次の①から③のいずれかの事項を記載した書類を添付してください。</p> <p>①下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等）</p> <p>②下部農地において栽培する農作物について、必要な知見を有する者の意見（別紙様式例第 3 号）</p> <p>③当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績 壬生町において、栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合は、上記の②のほかに、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類を添付してください。</p> <p>①栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して、壬生町の区域内で試験的に実施した栽培の実績）</p> <p>②単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第 4 号）</p>
必要な知見を有する者の意見書（別紙様式例第 3 号）	
栽培理由書（別紙様式例第 4 号）	
撤去費用を負担することの誓約書（別紙様式第 5 号）	営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担すること。
栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書（別紙様式第 6 号）	毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農業委員会に提出することを誓約していること。

※申請前に経なければならない手続き

営農型太陽光発電設備の設置を予定している農地が、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の区域内の農地である場合、当該農地に係る地域計画の協議の場において、地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得ること。

一般的な確認事項

※土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000㎡以上の土地の形質変更（掘削及び盛土）をしようとする者は、その行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。詳しくは、栃木県小山環境管理事務所環境対策課（TEL0285-22-4309）にお問い合わせください。

※壬生町地域森林計画対象民有林で伐採面積が1ヘクタール未満で樹木を伐採する場合、森林法第10条の8の規定により、伐採を開始する90日前から30日前までの間に町農政課へ『伐採及び伐採後の造林の届出書』を提出する必要があります。なお、伐採面積が1ヘクタール以上の場合、許可が必要となります。また、令和5年4月1日から、太陽光発電設備の設置が目的の伐採及び転用については、0.5ヘクタールを超えるものについては、林地開発許可が必要となりました。詳しくは、町農政課農村保全係（TEL0282-81-1840）にお問い合わせください。

※市街化調整区域で5,000㎡以上の売買、交換、地上権及び賃借権の設定等の契約を締結した場合は、契約した日（契約書の日付）から2週間以内に、国土利用計画法に基づく届出が必要となります。詳しくは、町総合政策課企画調整係（TEL0282-81-1813）にお問い合わせください。

※栃木県では、外部から搬入した土砂等により、3,000㎡以上の面積の埋立て等を行う場合、『栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可を受ける必要があります。詳しくは、栃木県小山環境管理事務所環境対策課（TEL0285-22-4309）にお問い合わせください。

※町では、外部から搬入した土砂等により、500㎡以上3,000㎡未満の面積の埋立て等を行う場合、『壬生町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』に基づく許可を受ける必要があります。詳しくは、町生活環境課環境保全係（TEL0282-81-1834）にお問い合わせください。